

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日と翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの (〃)

保安林の指定の解除予定 (造林課)

一般国道の区域の変更 (道路課)

県道の区域の変更 (二件) (〃)

一般国道の供用の開始 (〃)

県道の供用の開始 (〃)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

◇ 選 管 告 示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施 (消防防災課)

告 示

鳥取県告示第六百六十六号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事業所又は事業所の所在地	指定の年月日
有限会社三和石油	中山 弘美	鳥取市服部字津浪五 一二番地の一	平成三年九月一日

鳥取県告示第六百六十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

安田医院	上村整形外科医院	鳥取生協病院	医療法人社団植木齒科医院	林原皮膚科泌尿器科医院	医療法人社団中井医院	古診療所	米川医院	伊達内科小児科医院	足立医院	ホスピタウン薬局	松田医院	仲村医院	名 称
鳥取市青葉町一丁目三三七	鳥取市戎町一〇六	鳥取市末広温泉町二五二	米子市諏訪字友久五一―五	米子市博労町四丁目三六〇	米子市旗ヶ崎七丁目二〇―一二	西伯郡大山町末長二四三―八	米子市西三柳八八〇―一	鳥取市桜谷三六七	東伯郡羽合町大字久留一四二―四	米子市河崎五七四―一	倉吉市新町三丁目一七八	西伯郡岸本町大殿字北上二木一〇八六	所 在 地
"	"	平成三年九月一日	"	"	平成三年八月一日	平成三年七月二十一日	平成三年七月二十七日	平成三年八月二十三日	平成三年八月十八日	"	"	平成三年八月十五日	指 定 年 月 日

武信産婦人科医院	岩立外科脳神経外科配院	井田内科医院	江頭齒科医院	島田産業有限会社米子店	岸岡薬局	尾崎内科医院
鳥取市材木町一五二	米子市西福原三七〇―四	境港市小篠津町八九八	鳥取市田園町四丁目三六一	米子市東倉吉町六四	米子市西三柳二五一―四	倉吉市昭和町二丁目二五四
"	"	"	"	"	"	平成三年八月十六日

鳥取県告示第六百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
齊藤源顕	鳥国医第四、三四一号	平成三年七月二十二日
矢島浩樹	鳥国医第四、三四二号	"
斎藤慎爾	鳥国医第四、三四三号	"
堀 伸二	鳥国医第四、三四四号	"
丸山裕之	鳥国医第四、三四五号	"
森本裕子	鳥国医第四、三四六号	"
萬木眺雄	鳥国医第四、三四七号	"
植田俊幸	鳥国医第四、三四八号	"
高瀬伸明	鳥国医第四、三四九号	"
瓦谷久志	鳥国医第四、三五〇号	"
竹尾重紀	鳥国医第四、三五一号	"
長石純一	鳥国医第四、三五二号	"
岡本 学	鳥国医第四、三五三号	"
佐々木佳裕	鳥国医第四、三五四号	"
五明良仁	鳥国医第四、三五五号	"

高橋 節	鳥国医第四、三五六号	"
橋 球	鳥国医第四、三五七号	"
大藤 聡	鳥国医第四、三五八号	"
本多 祐	鳥国医第四、三五九号	"
前田晃央	鳥国医第四、三六〇号	"
古谷素敏	鳥国医第四、三六一号	"
長尾勝人	鳥国医第四、三六二号	"
二宮 巧	鳥国医第四、三六三号	"
山下優嗣	鳥国医第四、三六四号	"
山本敦史	鳥国医第四、三六五号	"
徳田光章	鳥国医第四、三六六号	"
林原伸治	鳥国医第四、三六七号	"
法正恵子	鳥国医第四、三六八号	"
遠藤 章	鳥国医第四、三六九号	"
三浦典正	鳥国医第四、三七〇号	"
隠木泉人	鳥国医第四、三七一号	"

永禮 健二	鳥国函第五九一号	"
平田 朋子	鳥国函第五九二号	"
片岡 聡	鳥国函第五九三号	"
小林 美香	鳥国函第五九四号	"
亀尾 克美	鳥国葉第七八九号	"
西本 美由紀	鳥国葉第七九〇号	"
花本 正幸	鳥国葉第七九一号	"
西本 直美	鳥国葉第七九二号	"

鳥取県告示第六百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井荒神谷二二八の一四、字浅井本谷一九四

四の九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三年九月二十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一八一号	米子市長砂町七六六地先から同市道笑町四丁目一五六地先まで	変更前 一一・〇 二二・〇	一一・〇 二二・〇	二二〇・〇 二二〇・〇
		変更後 二二・〇 二二・〇	二二・〇 二二・〇	二二〇・〇 二二〇・〇

鳥取県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年九月二十日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更 前後別 (メートル)		延 長 (メートル)
		変更前	変更後	
下木原岩美 停車場線	岩美郡岩美町大字小田字コン ボウ一二五―一地先から同大 字宇岡田二四―二地先まで	五・八〇 一・二〇	八・二〇 二・九〇	二七六・〇 二一六・〇

鳥取県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年九月二十日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更 前後別 (メートル)		延 長 (メートル)
		変更前	変更後	
高橋下市停 車場線	西伯郡中山町下市字善竹中ノ 峯八四―一四九地先から同町 下市字石坂ノ峯八四二―一 地先まで	四・〇〇 八・〇〇	九・〇〇 一・四〇	三五五・〇 三六〇・〇

鳥取県告示第六百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年九月二十日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
一八一号	米子市長砂町七六六地先から同市道築 町四丁目一五六地先まで	平成三年九月二十日

鳥取県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年九月二十日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
下木原岩美 停車場線	岩美郡岩美町大字小田字コンボウ一 二五―一地先から同大字岡田二四 ―二地先まで	平成三年十月一日

鳥取県告示第六百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成三年六月五日 鳥取県指令受鳥土維第百四十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字上中嶋及び東今在家字畑ヶ田
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市青葉町三丁目一〇三
 株式会社不動産業
 代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第六百七十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、株式会社山陰合同銀行田園町支店及び御来屋支店並びに株式会社鳥取銀行田園町支店及び名和支店に関する部分は平成三年九月二十四日から、株式会社山陰合同銀行三朝東支店及び株式会社鳥取銀行三朝支店に関する部分は同年十一月五日から施行する。

平成三年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表株式会社山陰合同銀行の項中

城北支店	鳥取市青葉町
田園町支店	鳥取市田園町

を

一丁目
四丁目

城北支店
鳥取市青葉町一丁目

に、

三朝支	三朝東
-----	-----

支店	東伯郡三朝町大字三朝
店	東伯郡三朝町大字三朝

を

三朝支店

東伯郡三朝町大字三朝

名和支店	西伯郡名和町大字御来
御来屋支店	西伯郡名和町大字御来

を

名和支店

西伯郡名和町大字御来屋に改める。

第二号の表株式会社鳥取銀行の項中

鳥取北支店

鳥取市西品治

鳥取北支店	鳥取市西品治
田園町支店	鳥取市田園町四丁目

を
に改める。

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

北条支店

東伯郡北条町大字北尾

北条支店	東伯郡北条町大字北尾
三朝支店	東伯郡三朝町大字三朝
	株式会社山陰三朝支店

合同銀行

に、

中山支店

西伯郡中山町下甲

株式会社山陰合同銀行赤碓支店

中山支店	西伯郡中山町下甲	株式会社山陰合同銀行赤碓支店
名和支店	西伯郡名和町大字御来屋	株式会社山陰合同銀行名和支店

を
に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

平成三年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、二二〇
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五三、八二一
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三四、一九一
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、七五一

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 二、七七一
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 九、四〇六
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 六、八四二
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 一四、一七〇
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 六、〇四一
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 一七、六八五
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 一三、四九三
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 六、四七三

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の五第一項の規定に
 基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する
 ので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第
 五十六条の規定により、公示する。

平成三年九月二十日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

一 試験の種類

- 1 甲種危険物取扱者試験
- 2 乙種危険物取扱者試験
- 3 丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 日時

区 分	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成三年十一月二十四日（日） 十三時十五分 から
乙種危険物取扱者試験	平成三年十一月二十四日（日） 十三時十五分 から
丙種危険物取扱者試験	平成三年十一月二十四日（日） 十時十五分 から

2 場所

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁講堂、倉吉市越殿町一四〇九
 倉吉市農業協同組合及び米子市東福原三六 米子市農業協同組合にお
 いて行う。

三 受験手続

- 1 受験願書提出先
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）
- 2 受験願書受付期間
平成三年九月二十四日（火）から同年十月十四日（月）まで（郵送
の場合は、十月十四日（月）までの消印のあるもの限り受け付け
る。）
- 3 受験手数料
甲種危険物取扱者試験にあっては五千円、乙種危険物取扱者試験に
あっては三千四百円、丙種危険物取扱者試験にあっては二千七百円を、
所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

2 問合せ先

〒六八〇 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎八階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

(電話) 〇八五七―二六一八三八九

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】